

## 第 2 2 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成 3 1 年 3 月 2 6 日、午前 9 時 3 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 2 2 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8		9	長谷川良光
1 0	亀田幸雄	1 1	仙田光男	1 2	桐生さとみ
1 3	清水 茂	1 4	赤坂安一	1 5	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 4 名であります。 欠席委員は 8 番 星野雅彦委員であります。 本日の議事日程について報告いたします。 日程第 1 議事録署名委員の決定について 日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号について 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について 以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員 1 4 名で定足数に達しておりますので、これより第 2 2 回足利市農業委員会を開会いたします。 【午前 1 0 時 0 8 分 開会】</p>
議長 2	<p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>

次長  
議長

【事業概要報告】

次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

1番 小山 勉委員、9番 長谷川良光委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。

1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が3筆、面積が1,383㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が17件、筆数が19筆、面積が8,843.45㎡となっております。

合計いたしまして件数が19件、筆数が22筆、面積が10,226.45㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

以上報告します。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の7ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は福富町地内の田、面積485㎡です。

譲受理由は、隣接地に住宅を建設予定であり、耕作に便利のため取得したい

で、譲渡理由は、現在、会社員で耕作が難しいため手放したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の23ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成31年3月15日、金曜日、午前8時30分から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、小山委員、三田照子委員、仙田委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

本申請は、所有権移転売買での申請であり、自作地の現地確認については、事前に事務局で確認をしている旨の報告を受けましたので、省略いたしました。

申請地は自作地から距離が近く、また隣接地に住宅を建設する予定であることから、耕作をするのに利便性が良く、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開き下さい。

議案第1号とありますが、議案第2号の誤りですので訂正をお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番、申請地は福富町地内の田、面積 9 4 2 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 2 8 8 枚を 4 9 0 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は記載の通りで、農地区分は第 2 種農地、備考としまして、都市計画法適用外、再生可能エネルギー条例協議済、農地法 5 - 2 - 2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の 2 5 ページをご覧ください。

1 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。2 6 ページに位置図と公図、2 7 ページに土地利用計画図が参考までに載せてございますのでご覧いただきたいと思ひます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第 2 号はそのように決定いたしました。

続いて議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の 9 ページをお開き下さい。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番、申請地は松田町地内の田、面積 1, 2 1 0 m<sup>2</sup>ほか 7 筆、計 6, 1 0 6 m<sup>2</sup>です。

内訳の畑 3 筆、1, 8 3 1 m<sup>2</sup>とありますが、畑 2 筆、計 1, 6 1 0 m<sup>2</sup>の誤りですので、訂正をお願いいたします。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 1, 5 8 7 枚を 2, 6 3 8 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして、都市計画法適用外、再生可能エネルギー条例協議済でございます。こちらは、許可申請の案件でございまして先日の審議委員会でご協議をいただいているところでございます。農地法 5 - 2 - 2、他に代替する土地の有無 無です。

ちなみに隣接する田、計 1, 2 8 0 m<sup>2</sup>と一体利用いたします。これは 8 番の案件となります。

続きまして、議案書の 2 8 ページをご覧ください。

1 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が 2 9 ページから 4 1 ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思ひます。

なお、先日の調査会で委員の方々からご指摘いただいた「水があふれてしまう」という危険性が指摘された件につきまして、41ページにそちらについての報告書が提出されたので、本日添付させていただいております。後ほどご覧をいただければと思います。

それでは議案書の10ページをお開きください。

続きまして2番、申請地は板倉町地内の田、面積1,507㎡ほか1筆、計2,119㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、再生可能エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして議案書の42ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が43ページから47ページに載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は上洪垂町地内の田、面積959㎡です。

施設の概要は建売分譲住宅用地で、建売分譲住宅2棟、延べ105.17㎡及び141.61㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、なお、都市計画条例が昨年改正されまして、小学校から500m以内の区域においては、農地においても建売分譲住宅について許可をするという制度改正がございました。これを受けての開発及び農地転用申請となります。農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が49ページから65ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の10ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は名草下町地内の畑、面積912㎡ほか1筆、計1,982㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の66ページをお開きください。

4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断さ

れております。また、67ページに位置図と公図、68ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

それでは議案書の10ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は名草中町地内の田、現況 畑、面積955㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル180枚を540㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお、隣接する宅地938.64㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の69ページをご覧ください。

5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、70ページに位置図と公図、71ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の11ページをお開きください。

続きまして6番、申請地は奥戸町地内の田、面積969㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル452枚を555.96㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

ちなみに1番と関連する案件となります。

続きまして、議案書の72ページをご覧ください。

6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、73ページに位置図と公図、74ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧ください。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は松田町地内の田、面積320㎡ほか1筆、計786㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル224枚を374.08㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の75ページをご覧ください。

7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、76ページに位置図と公図、77ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧ください。

11ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は松田町地内の田、面積957㎡ほか1筆、計1,280㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル333枚を553.60㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は地上権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

ちなみに1番と関連する案件となります。

続きまして、議案書の78ページをご覧ください。

8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、79ページに位置図と公図、80ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧ください。

11ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は板倉町地内の田、面積1,576㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル448枚を740㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の81ページをご覧ください。

9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。82ページに位置図と公図、83ページに土地利用計画図が載せてございます。

議案書の12ページをお開きください。

続きまして10番、申請地は福富町地内の田、現況 宅地、面積513㎡ほか2筆、計1,000㎡です。

施設の概要は、資材置き場です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の競売、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

ちなみに2月25日付けで買受適格証明交付済でございます。3月1日付けの裁判所発行の特別売却買受申出人証明を確認しております。

続きまして、議案書の84ページをご覧ください。

10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。85ページに位置図と公図が参考までに載せてあります。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は福富町地内の田、面積499㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、一般住宅1棟、延べ床面積201.63㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2

種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の86ページをご覧ください。

11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。87ページに位置図と公図が載せてあります。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の28ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力624.00キロワットのうち515.78キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数1,920枚のうち1,587枚が設置できる、6,106㎡の面積が必要とこのことでした。

また、この案件は契約内容が売買となっておりますが、関連して1,280㎡の契約内容が地上権設定の申請も受付しており、全体では7,386㎡の転用となります。

土地の選定理由としましては、グループ会社の土地担当部門から今回の申請地以外にも足利市内においてメガソーラーが設置できる条件の土地を数ヶ所の紹介を受け検討し、日当たりが良く公道に接しており、既存の電柱も近くに有り面積的にも条件を満たしている適地が申請地とこのことでした。

申請地の東側と西側は水路、南側は水路・田・墓地、北側は公道と宅地となっております。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで、メンテナンス時の車両は周辺住民の迷惑とならないよう申請地敷地内に駐車します。周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定しています。

また、雨水対策としては敷地内自然浸透としますが、ゲリラ豪雨等の対策として申請地内に浸透槽を敷設します。

発電パネル設置後の除草対策については、年2回除草を行う予定で、2ヶ月



に1度のメンテナンス時には現地の状況を確認し、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

なお、申請地の南側の一部にはパネルを設置しない資材置場を設けメンテナンスの効率化を図ります。

また、申請地の中央に位置する水路へのゲリラ豪雨時の懸念として、一度に大量の水の流入があると堆積物等の影響で水路が水を飲み切れない事態が生じた事を想定し、参考に水路管理者の足利市道路河川保全課保全担当や地元自治会長、地元住民に過去のゲリラ豪雨時の水路の状況も聞き取りを行い、不測の事態に備え近隣住民への迷惑とならない事を最優先する旨も確認いたしました。

結論として、申請地は松田町中央部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長より、補足いたします。

再生可能エネルギーの審議会に出席しまして、36ページを見ていただくと、黒く塗ってある部分は表土を削って、低い部分、つまり白のところへ泥を持っていくそうです。そうすると砂利が出てくるそうです、山なので。そこはかなり浸透するそうです。浸透する表面を出すということでした。そして平らにして、外周に30cmの畔を作るそうです。それで大雨が降った場合の水を止めるそうです。

それから、防災面で言いますと30ページの周辺見取図を見ていただきますと、この山の高さが急なので、ここから太陽光パネル設置予定地の方向に向かって防災地区に指定されているそうです。

山崩れが起きた時には、土がそちらに流れていくということが予想されるというような案件の場所だそうです。防災上危険性がないということではないということです。

審議会とすると問題ないでしょうとの結論となりました。

以上補足です。

局長

議長、よろしいでしょうか。先ほどの防災地区の名称ですが、正式には土砂災害警戒区域となります。

議長

失礼しました。

ではよろしいですか。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。  
続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員。

2番

2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の42ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力201.60キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数672枚が設置できる、2,119㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも太陽光発電事業を行う申請者が抱える顧客が当市や太田市、桐生市におり、保守管理のしやすさから足利市内において設置できる条件の土地を数ヶ所検討し、日当たりが良く面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地は東側と南側、北側は公団上、認定外道路となっておりますが、現況は畦畔、西側は公道となっております。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみでメンテナンス時の車両は周辺住民の迷惑とならないよう申請地敷地内に駐車する事と、周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定していますが、農耕機や車両などの往来に支障の無いよう境界より0.2m内側に設置します。

また、雨水対策としては敷地内自然浸透とします。

発電パネル設置後の除草対策については、年3回除草を行う予定で、防草対策として整地後碎石敷きとし、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

結論として、申請地は、板倉町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

続いて3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の48ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が建売分譲住宅用地として利用したいというものであります。

転用面積については、子育て世代に人気の高まりつつある平屋建てとバリアフリーをコンセプトに建売分譲住宅2棟を建築予定であり、1棟あたり約500㎡弱の均等な敷地取りをする計画で、それぞれに雨水貯留槽を設け、建物はグループ会社の株式会社 T&Sが施工するとのことでした。

土地の選定理由としましては、今回初めて建売分譲住宅を手掛ける申請者が、事務所から近く、また学校から近い土地であることを条件に市内において数ヶ所を検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地の東側は田と宅地、西側は公団上は田ですが、現況は雑種地、南側は公道、北側は公団上は道であります。現況は水路となっております。

申請地は、公道よりも低いため全体的に盛土を行い造成する計画とのことで、盛土に使用する土砂については購入土を使用するのか、または民間残土を使用するのかは現在選定中とのことで、埋立てをすることについては担当課の環境政策課と協議済との事でしたが、再度詳細確認を行うように指導いたしました。

また、申請地の周囲は擁壁を打つため、周辺農地等への影響はないものと思われまます。

事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

結論としまして、申請地は、上渋垂町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。  
続いて4番から11番を上程いたします。  
本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、4番から11番はそのように決定いたしました。  
続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

主幹 それでは議案書の13ページをお開き下さい。  
議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成31年3月29日公告分でございます。  
議案書の14ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。  
貸借権設定が7件で面積16,549㎡でございます。  
続きまして所有権移転は1件で面積895㎡でございます。  
初めに貸借権設定についてですが、詳細が15ページから16ページに記載されておりますのでご覧いただきたいと思います。  
続きまして、所有権移転についてですが、申請地は小俣町地内の田、面積895㎡で、売買価格は総額で50万円でございます。  
いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、3月29日付で公告の手続きを行います。  
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。  
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。  
【午前11時04分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。  
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

議長 【午前11時05分 出席】  
続いて、2番から7番を上程いたします。  
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、貸借権設定の2番から7番はそのように決定いたしました。

議長 続いて、所有移転を上程いたします。  
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、5番 森山委員の退席を求めます。

議長 【午前11時06分 退席】  
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、所有権移転はそのように決定いたしました。  
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、森山委員の出席を求めます。

議長 【午前11時07分 出席】  
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。  
続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の18ページをお開き下さい。  
報告事項、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。  
1番、申請地は宮北町地内の畑、面積300㎡、施設の概要は一般住宅用地、受理の日付は平成31年1月25日、取消理由は譲受人の人数変更のため、取消の日付は平成31年3月5日でございます。  
ちなみに5条届出16番と関連する案件です。  
続きまして、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。  
申請地は小曾根町地内の畑499㎡のうち180㎡です。施設の概要は農業用施設で、受付年月日は平成31年3月15日、処理の日付は3月18日でございます。  
以上報告します。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】  
それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第22回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前11時10分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元(2019)年5月25日

足利市農業委員会

1 番委員

9 番委員